

# 令和5年度 建築確認等オンラインセミナー

令和4年6月17日公布の日から2年以内施行の  
法改正について

---

令和5年9月



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

# 公布の日から2年以内施行の法改正についての解説

## 【建築基準法第21条第2項】

3000m<sup>2</sup>超の大規模建築物の木造化の促進

## 【建築基準法第2条第9号の2ほか】

大規模建築物における部分的な木造化の促進

## 【建築基準法第21条、第27条、第61条】

防火規定上の別棟扱いの導入による低層部分の木造化の促進

## 【建築基準法第26条】

防火壁の設置範囲の合理化



# 木材利用の促進のための建築基準の合理化等

## 防火規制

### 3000㎡超の大規模建築物の 全体の木造化の促進

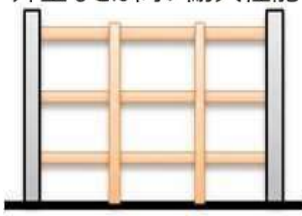
(現行) 耐火構造とする か  
3000㎡毎に耐火構造体で  
区画する必要あり



(木材を不燃材料で覆う必要)

### 新たな木造化方法の導入

外壁などは高い耐火性能



(高さ16m・3階以下)  
周囲への延焼を制御可能

細かな防火区画＋  
大断面材の使用



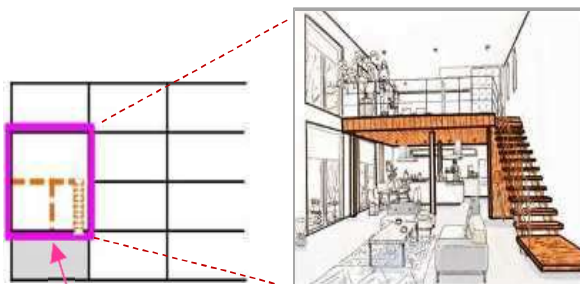
区画内で火災を抑制可能

### 大規模建築物における 部分的な木造化の促進

(現行) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求

※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

防火上他と区画された範囲の  
木造化を可能に



高い耐火性能の壁・床  
で区画された住戸等

メゾネット住戸内の部分  
(中間床や壁・柱等) を木造化  
【区画内での木造化】

### 低層部分の木造化の促進 (防火規制上、別棟扱い)

延焼を遮断する壁等を設ければ、  
防火上別棟として扱い  
低層部分※の木造化を可能に

※3階建ての事務所部分等



(現行)  
3階建ての低層部にも  
階数4以上の防火規制を適用

延焼を遮断する壁等

低層部分

木造化を可能に

# 【建築基準法第21条第2項】 3000㎡超の大規模建築物の木造化の促進

## 現状・改正主旨

- 3000㎡超の大規模建築物を木造とする場合は、壁・柱等を耐火構造とするか、3000㎡毎に耐火構造体で区画することが求められる。
- 木造建築物において壁・柱等を耐火構造とする場合は、木造部分を石膏ボード等の不燃材料で被覆する必要がある、利用者が木の良さを実感しづらいこと、また、耐火構造体で区画する場合は、建築物を二分化する必要がある、設計上の制約が大きいことが課題として指摘。

## 改正概要

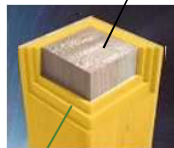
- 3000㎡超の大規模建築物について、構造部材の木材をそのまま見せる「あらわし」による設計が可能な新たな構造方法を導入し、大規模建築物への木材利用の促進を図る。

現行

以下のいずれかの設計法とする必要。  
・壁・柱等を耐火構造とする  
・3000㎡毎に耐火構造体で区画する

耐火構造

木材



石膏ボード

木材を不燃材料で覆う必要



木造とする場合は、  
木材を石膏ボードで  
全面的に覆わな  
ばならない

改正

火災時に周囲に大規模な危害が及ぶことを防止でき、木材の「あらわし」による設計が可能な構造方法を導入。

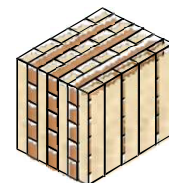
＜政令以下で規定構造方法の例＞

- ・大断面の木造部材を使用しつつ、防火区画を強化すること等により、火災による延焼を抑制し、周囲への延焼を制御できる構造

燃えしろ設計法  
(大断面材の使用)

+

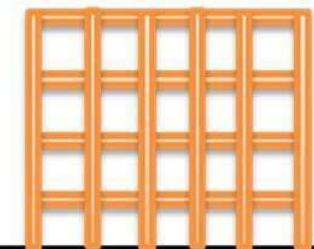
防火区画の強化等により  
延焼を抑制



燃えしろ厚さの確保



燃焼後の太い柱



【施行日：公布の日から2年以内】

## 現状・改正主旨

- 耐火構造の要求性能は、階数に応じて規定されている。

※ 最上階から階数4以内                      …… 1時間耐火性能  
最上階から階数5以上14以内              …… 2時間耐火性能  
最上階から階数15以上                      …… 3時間耐火性能

- 木造の耐火設計は中層で多くみられるようになってきているが、階数5の建築物と階数14の建築物の最下層に関して同水準の耐火性能が要求されるなど、きめ細かな基準となっていないとの指摘。

## 改正概要

- 木造による耐火設計ニーズの高い中層建築物に適用する耐火性能基準を合理化し、中層建築物への木材利用の促進を図る。

現行

階数5の建築物と階数14の建築物の最下層に関して同水準の耐火性能を要求

改正

木造による耐火設計ニーズの高い中層建築物に適用する耐火性能基準の合理化  
(階数5以上9以下の建築物の最下層について90分耐火性能で設計可能とする 等)

# 【建築基準法第2条第9号の2ほか】 大規模建築物における部分的な木造化の促進

## 現状・改正主旨

- 耐火性能が要求される大規模建築物においては、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることが求められ、部分的な木材使用がしづらいとの指摘。

## 改正概要

- 耐火性能が要求される大規模建築物においても、壁・床で防火上区画された範囲内で部分的な木造化を可能とし、大規模建築物への木材利用の促進を図る。

現行

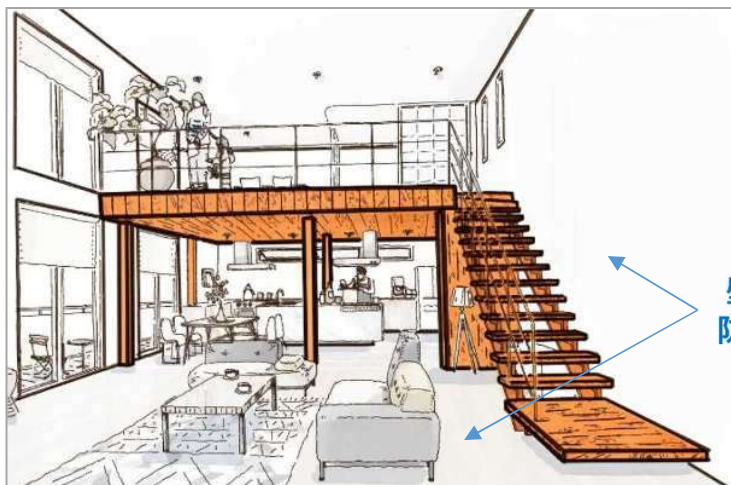
耐火性能が要求される大規模建築物において、  
壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることを要求

改正

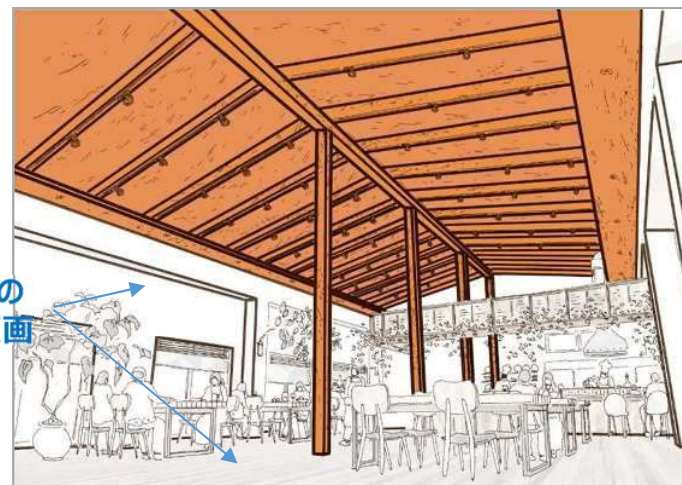
防火上・避難上支障がない範囲内で、部分的な木造化を可能とする

＜政令以下で規定する防火上・避難上支障がない範囲＞

壁・床で防火上区画され、当該区画外に火災の影響を及ぼさない範囲



複数階にまたがる住戸（メゾネット）内の  
中間床や壁・柱等の木造化



最上階の屋根や柱・はり等の木造化

【施行日：公布の日から2年以内】

# 【建築基準法第21条、第27条、第61条】 防火規定上の別棟扱いの導入による低層部分の木造化の促進

## 現状・改正主旨

- 耐火性能が要求される大規模建築物においては、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることが求められ、低層部分の木造化がしづらいとの指摘。

## 改正概要

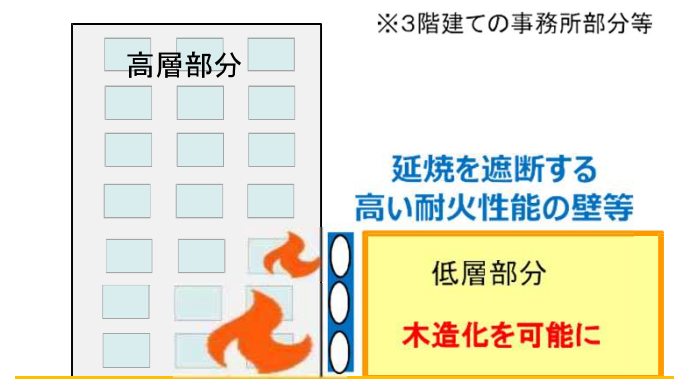
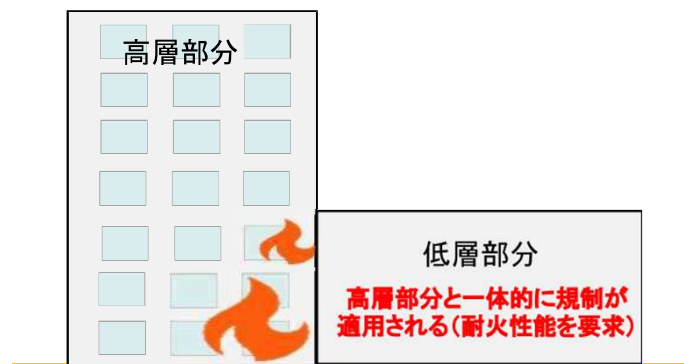
- 防火上分棟的に区画された高層・低層部分をそれぞれ防火規定上の別棟として扱うことで、低層部分の木造化を可能とし、大規模建築物への木材利用の促進を図る。

現行

低層部(例:階数3)についても  
高層部(例:階数4以上)と一体的に  
防火規制を適用し、建築物全体に  
耐火性能を要求

改正後

高い耐火性能の壁等や十分な離隔距離を有する  
渡り廊下で分棟的に区画された高層部・低層部を  
それぞれ防火規定上の別棟として扱うことで、  
低層部分の木造化を可能とする



【施行日：公布の日から2年以内】

# 【建築基準法第26条】 防火壁の設置範囲の合理化

## 現状・改正主旨

- 壁・柱等の構造部材に被覆等の防火措置がなされていない(耐火建築物・準耐火建築物でない)木造建築物については、火災時の延焼の急拡大を防止するため、1000㎡毎に防火壁を設置することを要求。
- 非耐火木造部分と一体で鉄筋コンクリート造や耐火被覆木造などの耐火構造部分を計画する場合、耐火構造部分にも、非耐火木造部分と同様に1000㎡毎に防火壁の設置が求められ、不合理との指摘。

## 改正概要

- 他の部分と防火壁で区画された耐火構造等の部分には、防火壁の設置は要さないこととする。

現行

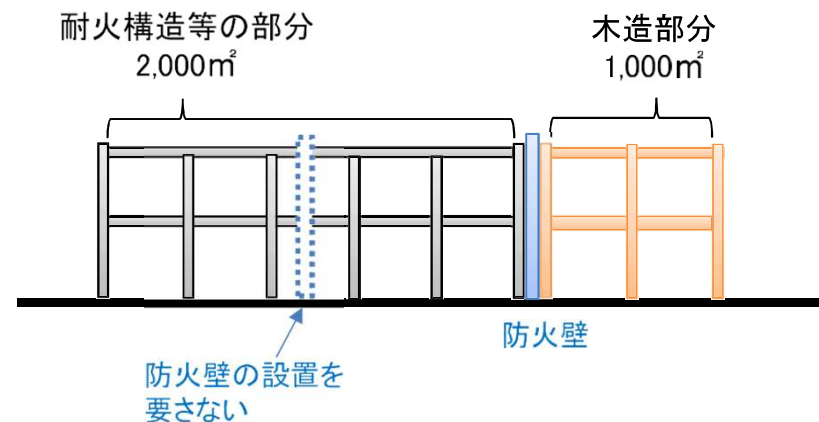
木造部分と一体で耐火構造又は準耐火構造の部分を計画する場合、耐火・準耐火構造部分にも防火壁の設置が求められる

改正

他の部分と防火壁で区画された1000㎡超の耐火・準耐火構造部分には、防火壁の設置は要さないこととする



防火壁のイメージ



【施行日：公布の日から2年以内】

**引き続きセミナーをご覧ください。**